

## 令和8年度の変更点

### 1 担当課が「住宅課」に変わりました

提出の窓口は、市役所第二庁舎3階でこれまでと変わりありません。

### 2 提出書類が変わりました

これまで申請時に提出していた見積書、工事前写真などは、工事完了報告時に提出してください。

#### 交付申請の書類

- 補助金交付申請書
- 申請者の納税証明書  
(市税の滞納のない証明)
- 工事見積書
- 工事前写真
- 工事の平面図・間取り図等
- 製品規格・仕様等の資料  
※省エネルギー型の場合



#### 工事完了報告の書類

- 工事完了報告書
- 工事請負契約書等の写し
- 支払いを証明する書類の写し
- 補助金請求書
- 工事見積書
- 工事前写真・工事完了写真(日付入り)
- 工事の平面図・間取り図等  
※窓、ガラス、断熱改修工事の場合
- 製品規格・仕様等の資料  
※省エネルギー型の場合



**工事前写真は撮り忘れないようにしてください。**

**※写真がない場合は補助金を交付できません。**

### 3 補助対象工事のみの見積り・契約・領収としてください

裏面の表を参考に、対象外工事を含まない見積書・契約書・領収書を作成し、工事を実施してください。



※申請書の「補助対象となる項目の例」を参考に作成してください(経費を含みます)。

※対象・対象外の判断が難しい場合は、お問い合わせください。

※対象外工事が含まれている場合は、補助金の申請を受付できません。

# 補助対象工事及び対象外工事について

こちらの項目は  
**別契約**と  
してください

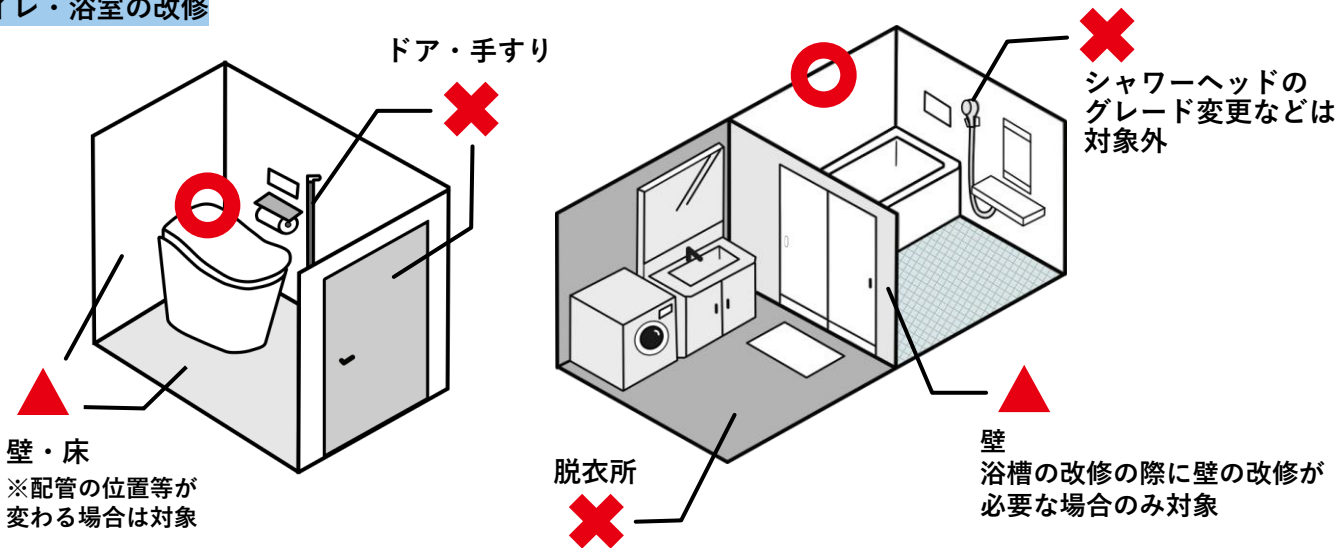
対象

申請書に記載の対象工事  
経費

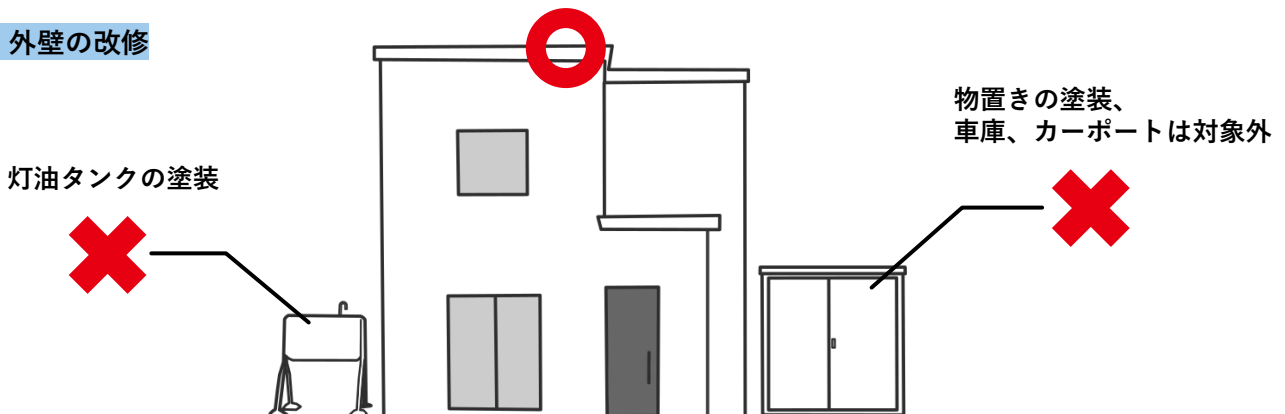
対象外  
(主なもの)

共通	製品補償費 / 家具移動手間賃 / 各種調査費 / 申請代行費 / 設備保証料 / 収入印紙代
高断熱浴槽	脱衣室等（浴室以外）の床や壁の内装改修 / シャワーヘッドのグレードを上げるなどのオプション / 給湯器やボイラーなどの新設・改修
節水トイレ	タンクや配管等が接していない壁・天井の内装改修 / 手摺の設置
外壁の断熱改修	暖房設備・床暖・エアコン等の新設
屋根・外壁の塗替（貼替）	灯油タンク・物置・車庫の塗装 / 雪止めフェンスの新設・改修
融雪槽又は融雪機の新設	アスファルト舗装（復旧費含む）

## トイレ・浴室の改修



## 屋根・外壁の改修



# 令和8年度 旭川市住宅雪対策補助金 御案内



雪対策補助金  
ホームページ

冬期の除雪労力の負担軽減や、敷地内の雪処理の円滑化のため融雪施設を設置する場合に、その費用の一部を補助します。

## 対象住宅 対象者

- ◆ 旭川市内にある住宅であること（賃貸住宅を含む）
- ◆ 申請日時点で工事を行う住宅に申請者の住民登録があること 又は 申請者が所有している住宅であること
- ◆ 申請者が旭川市税を完納していること

※ 過去に本補助金を利用した場合や、今年度に本市の「住宅改修補助金」「地域材活用住宅建設補助金」を利用する場合は対象になりません。

※ 新築中又はこれから新築する住宅も対象です。

※ 空き家、別荘、公営住宅、高齢者施設、店舗・事務所等併用住宅等は対象外です。

その他詳細は Q&A を御確認ください。

## 対象工事

融雪施設設置工事（融雪槽・融雪機やロードヒーティングなどの新設）

※ 対象工事費が税込 50万円（法人は税抜）以上の工事から申込みできます。  
詳細については「対象工事基準」を御確認ください。

※ 本制度は、市内に営業所等がある施工業者と工事請負契約することが条件になります。

※ 令和8年4月1日以降に契約する工事が対象で、工事前の状況がわかる写真が必要です。

## 補助金額

対象工事費の 1/10 かつ 上限 10万円（千円未満切捨）

## 受付期間 及び 募集予算額

令和8年7月13日（月）～8月21日（金）

募集予算額：2,000万円 抽選：8月27日（木）

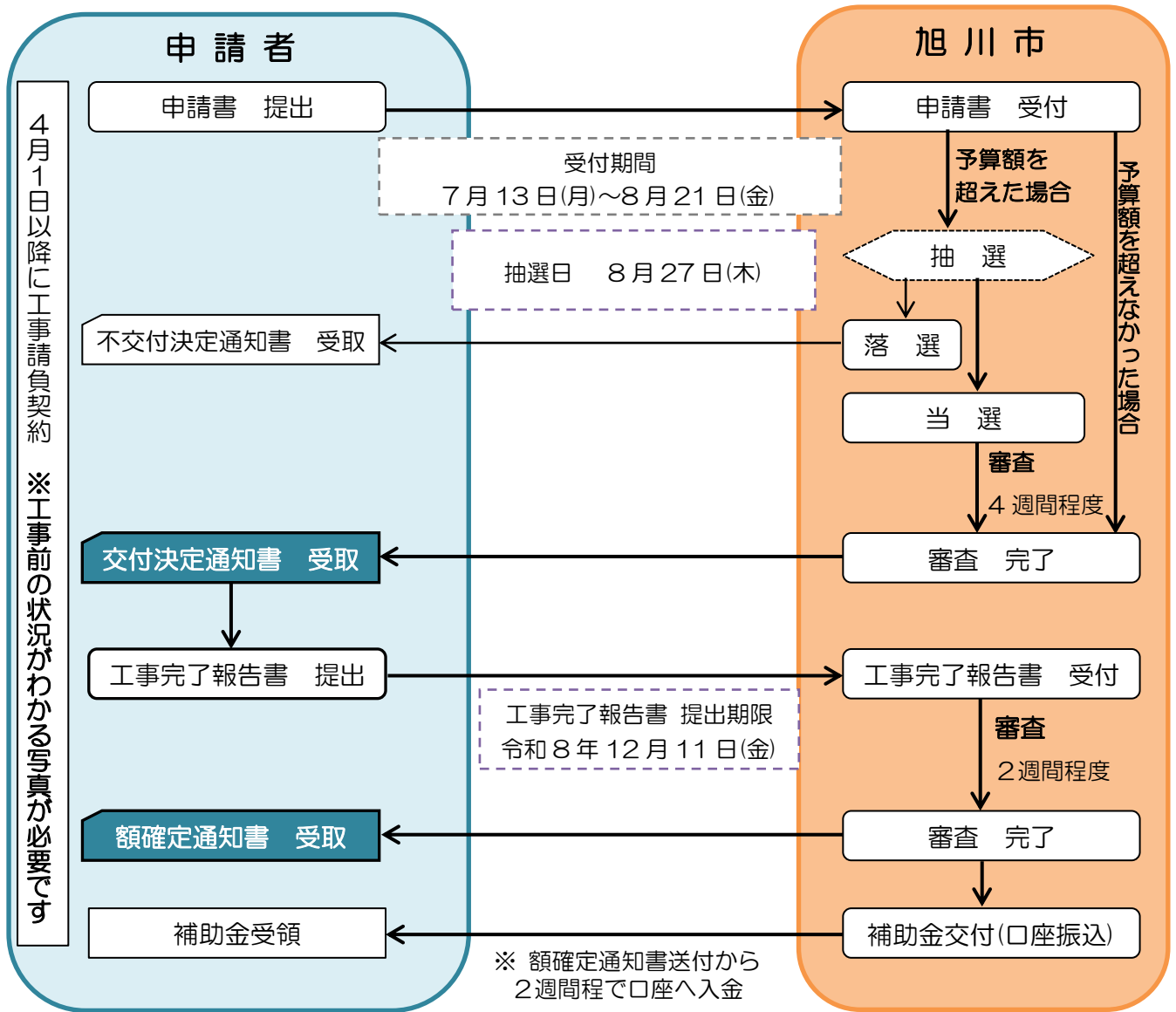
※ オンライン申請が可能です。詳しくは7ページ《オンライン申請の利用方法》を御覧ください。

※ 電子メールでの受付は行っていません。オンライン申請を御利用ください。

※ 郵送での申請は、受付期間内必着でお送りください。

※ 受付期間内に予算額を超えた場合は、抽選となります。

# 申請から補助金の支払までの手順の流れ



- 工事契約は4月1日以降に締結したものに限りです。
- 補助金の交付には工事前の状況がわかる写真が必要です。  
**必ず工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。**
- 分譲マンションで対象工事を行う場合は、管理組合（理事長）の承諾を得てください。
- 申請受付後は書類を返却できませんので、必要な書類はあらかじめコピーを取り御控えください。
- 提出書類に不備や虚偽があった場合は、補助金を交付できないことがあります。
- 工事や契約内容に変更が生じた場合は、完了報告前に変更の手続が必要になる場合があります。

## 市役所からのお願い

道路への雪出しをしないようにし、  
玄関前などの道路の除雪にも御協力ください。

**手続に必要な書類**（補助金申請時、工事完了報告時にそれぞれ提出する書類です。）

申請時に必要な書類 ※申請方法は7ページを御確認ください。		
①補助金交付申請書	所定の用紙	8、9ページ 参照
②申請者の納税証明書 （市税の滞納のない証明）	市役所総合庁舎3階税制課窓口又は各支所で交付 （1部300円、提出する日から原則3か月以内のもの）	11ページ 参照

受付期間は令和8年7月13日（月）～8月21日（金）です。

工事完了時に必要な書類 ※詳しくは、工事完了報告書の手続きを御確認ください。	
①工事完了報告書	
②工事見積書	※必ず10ページを御確認ください
③工事前写真・工事完了写真	
④工事請負契約書等の写し	
⑤支払を証明する書類の写し	
⑥補助金請求書	

完了報告書の提出期限は、令和8年12月11日（金）です。

※ 上記のほかにも審査に必要な書類の提出を求められることがあります。

※ 申請受付時、アンケートに御協力ください。

※ 各様式はホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > **旭川市雪対策補助金**

申請窓口・お問合せ先	
<p>旭川市 建築部 住宅課 電話（0166）25-9708</p> <p>〒070-8525 旭川市7条通10丁目 第二庁舎3階 （住宅課 補助金担当） Email：reform@city.asahikawa.lg.jp</p>	

※申請窓口（第二庁舎3階）の場所に変更はありませんが、4月1日より担当課が建築総務課から住宅課へ変更となりました。

※総合庁舎の住宅課では窓口受付を行っていませんので、御注意ください。

## 対象工事基準

<b>融雪施設設置工事</b>	<b>融雪施設の設置</b>
	<p><b>1 融雪槽 又は 融雪機（固定式のもの）の新設</b> ※改修や修繕は対象外</p> <p><b>2 ロードヒーティングの新規敷設</b></p> <p>・使用の可否にかかわらず敷地内に同種の<b>既存施設がない住宅</b>への設置のみ対象</p> <p>※融雪水の排水管を道路側溝に接続する時又は道路上にロードヒーティングを設置する時は、その工事を行う前に道路占用許可の手続を行うこと（宅地内の既設排水管に接続する場合でも必要な場合があります）。</p> <p>詳しくは、土木部土木管理課 ☎（0166）25-5375</p> <p>※融雪水の排水を適正に処理すること</p> <p>※投雪口に落下の危険がある場合は、使用者の安全に配慮すること</p> <p>※熱源を屋外に設置する場合は、隣接者に対して騒音・排気等に十分配慮すること</p> <p><b>3 1又は2と同等の効果があると市長が認めた工事</b></p>

※ 融雪施設設置工事は、新築中又はこれから新築する住宅に設置する場合も対象ですが、令和8年4月1日以降に契約しその後工事を開始することが条件になります。

対象にならない工事の例	
・ルーフヒーター	・屋根の塗装塗替え・張替え、防水改修
・勾配屋根への改修	・屋根の無落雪化
・屋根に設置する雪止め金物	・防雪フェンス
・雪庇防止装置（雪庇切り金物等）	・雪よけ屋根（カーポート含む）
・アスファルト舗装工事（既存撤去復旧を含む）	

- ※ 過去10年以内（平成28年度から令和7年度まで）に住宅雪対策補助金や、住宅改修補助金、やさしさ住宅補助金を利用して工事を行った部分は対象になりません。
- ※ 店舗等を併設している住宅は、対象になりません。
- ※ 融雪施設の修理・部材交換は対象になりません。
- ※ 融雪施設の設置に伴う道路占用等の申請手数料、製品保証費などは対象になりません。
- ※ 判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

# 旭川市住宅雪対策補助金 Q & A

## 制度の利用に関すること

<b>Q1</b>	<b>工事が終わっているものや工事中の場合は申請できますか。</b>
A1	令和8年4月1日以降に契約し、その後に開始した工事であれば対象になりますが、工事前の状況がわかる写真を撮影していない場合は申請できません。
<b>Q2</b>	<b>5年前に同制度による補助を受けていますが、再度申請できますか。</b>
A2	できません。最後に利用されてから10年間は、同じ補助制度を申請することはできません。
<b>Q3</b>	<b>ほかの補助制度と併用できますか。</b>
A3	同年度に、本市で実施している「住宅改修補助金」や「地域材活用住宅建設補助金」と重複して利用することはできません。その他の補助制度については、対象となる工事を明確に区別できる場合は、併用できることがあります。
<b>Q4</b>	<b>指定の施工業者はありますか。または紹介してもらえますか。</b>
A4	施工業者の指定や紹介は行っていません。
<b>Q5</b>	<b>施工業者と工事請負契約を結ばない工事や、DIYで工事を行う場合は対象になりますか。</b>
A5	対象になりません。施工業者と書面による工事請負契約を結ぶ工事のみ補助対象となります。申請者自らが施工する場合や売買契約、レンタル契約等による施工も対象になりません。
<b>Q6</b>	<b>自分で設備機器を購入し、その取付けのみ施工業者に依頼する工事は対象になりますか。</b>
A6	いわゆる施主支給や材工分離工事は、対象になりません。
<b>Q7</b>	<b>申請する住宅に住んでいなくても申請できますか。</b>
A7	居住者のいる住宅の所有者（法人含む）であれば申請できます。 なお、融雪施設の設置は、新築住宅の発注者も申請できますが、令和8年4月1日以降に契約し、その後に工事を開始することが条件になります。
<b>Q8</b>	<b>親の住んでいる住宅について、別居している子が工事請負契約してもいいですか。</b>
A8	別居している子（3親等以内に限る）でも、住宅に居住している親に代わって請負契約することができます。※工事完了報告時に親子関係を示す書類を提出していただきます。
<b>Q9</b>	<b>20年前に市外の工務店で新築した家ですが、同じ市外の工務店に融雪槽の設置工事を頼みたいが対象になりますか。</b>
A9	対象になりません。市内に本店、支店、事務所、営業所等がある施工業者と工事請負契約をすることが条件になります。
<b>Q10</b>	<b>夫と妻でそれぞれ所有している賃貸アパートに融雪槽を設置しますが、両方申請できますか。</b>
A10	できません。生計を一にする御夫婦の場合、申請はどちらか1棟に限られます。

## 対象となる住宅に関すること

Q11	建物の一部に店舗や事務所等を併設している住宅は対象になりますか。
A11	対象になりません。
Q12	分譲マンションの場合、全員の同意が必要ですか。
A12	分譲マンションで工事を行う場合は必ず管理組合（理事長）の承諾を得てください。また、他の居住者等の同意については、管理規約等を確認してください。

## 対象となる工事に関すること

Q13	融雪施設の修理や、ポーリング調査のみの工事は対象になりますか。
A13	修理や、調査のみの工事は対象になりません。また、使用の可否にかかわらず、敷地内に同種の融雪施設がある場合は、新たに設置する場合であっても対象外になります。
Q14	既に融雪槽がある住宅にロードヒーティングを設置する場合は対象になりますか。
A14	融雪槽とロードヒーティングは、対象工事基準で工事種別が異なるため、対象となります。
Q15	住宅が建っていない敷地に設置する場合は対象になりますか。
A15	対象になりません。住宅が建っている敷地に設置することが条件となります。

## 申請の手続に関すること

Q16	見積や契約が、補助対象外となる工事を含む場合でも申請できますか。
A16	できません。補助対象工事とする内容のみの見積書、契約書、領収書を作成してください。補助対象外の工事が入ったものは受付ができません。
Q17	補助対象となる工事なのか、補助対象とならない工事なのかがわかりません。どうしたらよいですか。
A17	9ページの「補助対象となる項目の例」や、「令和8年度の変更点」を確認してください。わからない場合は、住宅課（25-9708）までお問い合わせください。
Q18	複数の施工業者に分けて発注する場合、工事完了時に添付する見積書はどうしたらよいですか。
A18	それぞれの見積書を全て添付してください。なお、申請書に記載する「見積金額」は、それぞれの見積金額の合計額を記入してください。
Q19	申請書類の提出は申請者本人が行わなければならないですか。
A19	申請書類の提出は原則申請者本人が行ってください。申請者本人による書類提出が困難な場合は、代理の方が書類を提出しても構いませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、提出をしてください。
Q20	工事前の状況がわかる写真を撮り忘れしました。補助金はどうなりますか。
A20	補助金の交付はできません。 必ず、工事前の写真を撮影してから工事を始めてください。
Q21	申請者以外の口座に補助金を入金できますか。
A21	できません。

# 申請方法の御案内

■オンライン申請	申請書類の印刷、郵送や持参の手間が省け、簡単に申請することができます。速やかな審査のためにも、オンライン申請への御協力をお願いします。
■郵送申請	郵送申請は、受付期間内必着まで有効です。
■窓口申請	必要書類を全て揃えて、受付期間内に申請窓口まで持参してください。 開庁時間：平日 午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 なお、各支所や地区センター等では申請できませんので御注意ください。

## 《 オンライン申請の利用方法 》

### 0. 事前準備

手続の際は、必要書類の PDF ファイルや画像ファイル等を添付する必要があります。  
あらかじめ画像ファイル等を準備の上、手続を行っていただくとよりスムーズに行えます。

### 1. 右の二次元コードを読み取るか、URL から申請フォームへアクセス

申請する補助制度名を必ず確認してください。

申請フォーム URL： <https://logoform.jp/form/iLZf/1506579>



### 2. 必須項目を入力

文字や数字に誤りのないよう正確に入力してください。

また、申請フォームの質問に沿って選択項目も全てチェックしてください。必須項目が未入力の場合、手続が正常に行えません。質問事項は『補助金交付申請書』と同じ内容です。

不明な箇所がある場合は、8～9 ページ〈申請書 記載例〉を御確認ください。

### 3. 納税証明書等のファイルをアップロード

納税証明書等を指定のファイル形式にしてアップロードしてください。

ファイル形式は、Word、Excel、PDF、JPEG、PNG のいずれかとしてください（最大容量 5MB）。

※提出データは、文字等が鮮明に確認できるようにしてください。

### 4. 受付番号と仮番号の発行

「確認画面へ進む」で画面内の入力内容を確認後、誤りがなければ「送信」を押してください。  
後日、正式な「受付番号」を郵送又は登録されたメールアドレスにお送りします。  
抽選結果や、今後の手続で必要になる番号は「受付番号」になりますので必ず御控えください。

なお、送信完了時に発行された「仮番号」は、受付番号が届くまでの仮の番号になりますので御注意ください。

また、申請者アンケートにも御協力をお願いします。

### 5. 送信完了メールの受信

登録されたメールアドレスに送信完了メールが届きます。入力時のメールアドレスに誤りがある場合や、迷惑メール・Eメールの受信拒否等の設定状況によっては、Eメールが届かない場合があります。以下のアドレスからのEメールを受信できるように、ドメインの受信を設定してください。

差出人ドメイン：@logoform.jp

## 注意事項

- ・「入力内容を一時保存する」をクリックすることで、途中まで入力した内容を保存することが可能です。次回同じブラウザでアクセスした際に、再開することができます。
- ・入力した内容は「入力内容を印刷する」等でお控えください。
- ・申請者本人がメールアドレスを持っていないなど、本人による送信が困難な場合は、代理の方が送信してもかまいませんが、必ず申請者本人が全ての書類の内容を確認した上で、送信してください。
- ・一度申請した内容を変更したい場合や取り下げたい場合は、必ず御連絡ください。
- ・内容の不備がある場合は、別途メールや電話で御連絡いたします。
- ・受付期間締切間際の申請の場合、御自身による操作や PC 等のトラブルによる遅れであっても対応できかねます。早めの申請に御協力をお願いします。

# 〈 申請書 記載例 〉

誤りのないようはっきり正確に記入してください。  
 ※鉛筆や消えるボールペンは使用しないでください。

## 旭川市住宅雪対策補助金交付申請書

(兼申請者及び世帯員の個人情報照会承諾書)

(申請書を提出する日) 令和〇年〇月〇日

日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

※太枠の中を記入してください。

申請者 (工事の契約者) ※法人の場合は商号又は名称及び代表者の氏名		フリガナ	アサヒカワ タロウ	年齢
〒	070-0036	氏名	旭川 太郎	66歳
住所	旭川市7条通9丁目48番地	メールアドレス	@	
電話(携帯)番号	090-0000-0000			

標記補助金について、次のとおり関係書類を添えて  
 また、担当部局が申請内容の確認のために他の助成部  
 団)及び「暴力団員」の情報について、市の関係部局  
 道路占用許可が必要な場合、市の関係課に本申請の行  
 行う場合には、直接的及び間接的な損害について、い

工事予定期間の日付は、現段階での目安で構いません。  
 ※おおよその場合は以下のように記載してください。  
 上旬→1日、中旬→15日、下旬→30日

今回の工事を行う事業者 (施工業者)			
〒	000-0000	事業者名	株式会社 〇〇工務店
住所	旭川市〇条通〇丁目〇番地	担当者・連絡先 (担当)	担当者氏名 (電話番号) 090-0000-0000
工事予定期間	令和 8 年 8 月 22 日	～	令和 8 年 9 月 22 日
工事種別 ※補助対象として申請する工事すべてにチェックしてください			
<input checked="" type="checkbox"/> 1 融雪槽・融雪機の新設		<input type="checkbox"/> 2 ロードヒーティングの新規敷設	
<input type="checkbox"/> 3 その他 ( )			
補助申請額 ※税込み	区分	金額	※審査欄
	補助対象工事費 (50万円以上) ※個人での申請は税込、法人での申請は税抜	885,000 円	円
	補助申請額 補助対象工事費 × 1/10 (上限 10万円)	88,000 円	円

申請する工事の該当箇所に  
 ✓をつけてください。

※備考欄	受付番号

※裏面の記入もあります。

申請者の現住所と工事を行う住宅の所在地が異なる場合のみ記載してください。

すべての確認事項に✓をつけてください。未記入の欄があると、申請を受け付けられない場合があります。

確認事項	現在、工事を行う住宅にお住まいですか。	<input checked="" type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	「いいえ」の場合（お住まいでない方）は次の①②も記載してください。		
	① 新築中、又はこれから新築する住宅ですか。	<input type="checkbox"/> はい	<input type="checkbox"/> いいえ
	② 工事を行う住宅の所在地を記載してください。 ※申請者の現住所と異なる場合のみ記入	旭川市	
	工事を行う住宅及び土地を全て所有していますか。	所有していない場合は、工事及び本補助金承認を得ていますか。	
	工事を行う住宅の形式は一戸建てですか、それ以外ですか。		
	工事を行う住宅に事務所や店舗は併設されていますか。	<input checked="" type="checkbox"/> いいえ	
	現在、敷地内に固定式の融雪槽・融雪機やロードヒーティングがありますか。	融雪槽・融雪機（ <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない）    ロードヒーティング（ <input type="checkbox"/> ある <input checked="" type="checkbox"/> ない）	
平成28年度以降に「本補助金」を利用	値引きを含めた経費と合わせて計上してください。		
今年度に「旭川市住宅改修補助金」「旭川市住宅改修補助金」を利用しますか。			
国、北海道又は旭川市の他の助成制度等を利用しますか。	<input type="checkbox"/> する	<input checked="" type="checkbox"/> しない	
(助成制度等の名称)			
(工事内容)			

新たに設置する場合のみ対象です。既存の施設の修理や、同種の融雪槽がある場合は、この補助金を御利用いただけません。

値引きを含めた経費と合わせて計上してください。

対象工事	補助対象となる項目の例		見積金額
1 融雪槽設置	対象	融雪機本体（水槽、バルブ、操作盤、揚水ポンプ、排水ポンプ、落下防止金物、蓋など）、掘削・据付・運搬費、砂利入れ、ボーリング費（打込み費）、排水管接続、電気工事、残土処分など	(A) 804,546 円
2 融雪機設置	対象	融雪機本体、掘削・据付・運搬費、砂利入れ、油配管敷設、排水管接続、電気工事、残土処分など	(A) 円
3 ロードヒーティング	対象	掘削、砂利入れ、電気工事（ヒーティングユニットなど）、舗装など	(A) 円
補助対象工事費合計	(A)	804,546 円	(A) 804,546 円
(税込)	(C)	885,000 円	( ) 885,000 円
補助申請額 補助対象工事費×1/10（上限10万円）			(D) 88,000 円

【補助申請額】

補助対象工事費の1/10（千円未満切捨）かつ 上限10万円

◆補助申請額の千円未満の計算例

例： 補助対象工事費（税込）が 885,000円 の場合

885,000 × 1/10 = 88,500円

補助申請額は 88,000円（千円未満切捨）になります。

氏名及びその読み仮名

の暴力団関係事業者で

決定を取り消すことや

本補助金以外に利用する助成制度がある場合のみ、記載してください。

本補助金で申請する工事と、国等の他の補助制度で対象とする工事内容や、請負契約及び工期が別である必要がありますので詳細を確認することになります。また、申請後に他の補助制度を利用することになった場合も、必ず報告してください。

いますか。 はい

# 提出する工事見積書が変わります

補助対象の工事以外は見積書に含めないでください

## 御見積書

作成日：令和〇年〇〇月〇〇日

旭川 太郎 様

見積書の宛名、工事名、工事場所に誤りのないよう記載してください。

下記の通り御見積いたしました。

株式会社 〇〇〇〇工務店

代表取締役 〇〇 〇〇

旭川市〇条通〇丁目〇〇番地

電話 0166-〇〇-〇〇〇〇

市内に営業所等がある  
施工業者に限ります。

御見積金額 **¥885,000** (税込)

工事名 : 旭川太郎様邸 融雪槽設置工事

工事場所 : 旭川市7条通9丁目48番地

見積有効期限 : 3か月以内

工事項目	数量	単位	単価	金額
1. 融雪槽工事				
融雪槽本体	1	基	□□□	****
揚水ポンプ	1	台	□□□	****
排水ポンプ	1	セット	□□□	****
土工事	1	式	□□□	****
埋め戻し	1.5	m <sup>3</sup>	□□□	****
給排水工事	3.5	m	□□□	****
電気工事	1	式	□□□	****
			計	****
		小計		751,744
		諸経費		56,583
		合計		808,327
		値引き		▲ 3,781
		再計		804,546
		消費税		80,454
		総合計		885,000

### 【見積書の注意事項】

- ・見積書の内容で不明な点がある場合は、再提出していただく場合がありますので御注意ください。

例：金額の計算が合わない  
数量が全て一式である  
対象工事部分が不明確である 等

- ・複数の工事がある場合は、必ず工種項目ごとに金額を計上してください。

※製品保証料、道路占用許可に関わる手数料等は対象外です。

申請書の「見積金額」に記入する金額になります。

※補助金の対象・対象外の判断が難しい場合は、事前に御相談ください。

# 納税証明書（市税の滞納のない証明）について

- ◆納税証明書は、税制課諸税係（総合庁舎3F）のほか、各支所や東部まちづくりセンターでも取得できます。
- 納税証明書（市税の滞納のない証明）は、旭川市内に住民登録があるか、旭川市税の納税義務者となっている方であれば発行されます。
- 証明書請求の際には、窓口に来られる方の本人確認ができる書類が必要となります。また、補助金の申請者以外の方が証明書を請求する際は、委任状が必要となりますので12ページを確認してください。
- その他、納税証明書の発行に関する内容は、行財政改革部税制課諸税係 ☎25-5604（直通）にお問い合わせください。

※証明書交付窓口で『市税の滞納のない証明』とお伝えください。

納税証明書イメージ

## 納税証明書

見本

納税義務者	住所（所在地）	旭川市〇〇通**丁目
	氏名（名称）	旭川 太郎

現在、市税の滞納はありません。  
※ 市税には軽自動車税環境性能割を含みません。

本書のとおり相違ないことを証明します。

備考

年 月 日  
旭川市長

## 〈 納税証明書の委任状 記載例 〉

本人以外の方が納税証明書を請求する際には、委任状が必要です。

委 任 状		
受任者（窓口に来られる人）		
住 所		
フリガナ		
氏 名		
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
私は、上記の者を代理人に選任し、次の証明書等の交付請求・受領に関する事項を委任します。		
証明書等の種類		
必要な証明書の名称	課税年度	通 数
納税証明書(市税の滞納のない証明)	/	1
使用目的	旭川市住宅雪対策補助金 利用のため	
委任者（頼む人） 令和 年 月 日		
住 所		
フリガナ		
氏 名	Ⓜ	
生年月日	明・大・昭・平・令	年 月 日
注意 1 この委任状は、必ず委任者本人が記載し、押印してください。 2 窓口に来られる方は、運転免許証等本人確認できるものを持参してください。 3 スタンプ式の印鑑は使用しないでください。		

受任者欄：  
窓口に来られる方の必要事項を記入し、本人確認ができるものをお持ちください。

使用目的欄：  
「旭川市住宅雪対策補助金利用のため」と記入してください。

委任者欄：  
証明書が必要な方（納税義務者）の必要事項を記入、押印してください。

※この様式は、ホームページからダウンロードできます。

旭川市トップページ > くらし > 住宅・土地・都市計画 > 住宅・建築 > 住まいに関する情報 > 旭川市住宅雪対策補助金